

GLOBAL Business Challenge SENDAI+
テストマーケティング支援（越境EC）
募集要項

2025.8.8

1 支援目的

人口減少・少子高齢化・国内需要の伸び悩み等により、将来的に国内市場縮小が懸念される中で、海外販路開拓に取り組むことは、ますます重要となっています。本事業においては、本格的な海外進出の前に、リスクを抑え効果的な海外展開につなげることを目的に、越境ECを活用したテストマーケティング支援を行います。

2 事業概要

本支援は、海外販路開拓を検討している事業者を対象に、東南アジア・台湾での圧倒的な市場シェアを誇る越境ECモール：Shopee（ショッピング）への出品およびプロモーションを通して、自社商材の海外需要や購入者の評価等の調査を行います。

3 本事業での対象国及び利用対象者

(1)対象国

台湾もしくはタイ

(2)利用対象者

- ①仙台市内に本社・本店を有する企業、または住民登録もしくは事業所の所在地が仙台市内の個人事業主
- ②Shopee内で出品可能な商品*1を取り扱う企業
- ③支援パートナーが適切と見なした商品を取り扱う企業
- ④複数の商品を取り扱っている市内企業
- ⑤申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと
- ⑥申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

<Shopeeおよび本支援における取扱不可の主な商材>

- ・冷蔵・冷凍商品、生もの
- ・該当国の現地規制で禁止されている商品
- ・該当国における現地販売にあたって、ライセンス未取得の商品
- ・利用対象者の取り扱う1商品が、梱包荷姿で3辺（縦・横・高さ）、外積が100センチを超える商品
- ・1商品の販売価格が¥10,000-を超える場合
- ・1商品の重さが5kgを超える場合

(3) 支援対象者数

本支援の利用者数は最大5社

4 本支援における利用の流れ

- ①本事業の問い合わせフォームより、お申込みください。
- ②その後、事務局コンシェルジュより、本支援の詳細のご案内とヒアリングをおこないます。本支援の利用を希望される場合は申込書のご提出いただきます。
- ③利用対象者は、申込書およびコンシェルジュによるヒアリング内容を踏まえ、審査手続きを進めさせていただきます。
なお、審査結果の連絡に関しては、9月12日（予定）に事務局よりメールにてご連絡いたします。当落結果の理由等については、公表いたしかねます。
- ④審査通過した利用対象者は、指定の支援パートナーと面談を実施します。
面談では、本支援の進め方の詳細、以下、「本支援での支援内容」に関するご案内をいたします。

5 本支援での支援内容支援内容詳細

- ①ショップ（Shopee）立ち上げ
アカウント申請を行い、実際に商品が購入されるページを作成します。
- ②出品商品登録
日本語の商品説明を現地のニーズに合わせた英語の説明文に翻訳し、購入者が商品を理解しやすいように魅力的な商品ページを制作します。
- ③売価の設定
国際送料や関税の発生、現地通貨での換算を加味して、売価を調整します。
- ④発送代行
在庫管理から梱包、出荷、配送までの業務を代行します。支援対象者は、事務局が指定する国内倉庫に在庫を配送するのみです。
- ⑤問い合わせ対応
商品閲覧者や購入者からの問い合わせにも対応します。
- ⑥プロモーション
Shopeeでの売上向上を図るため、広告運用や現地インフルエンサー活用したプロモーションも実施します。

<留意点>

- (1)利用対象者は、上記①～⑥の支援内容をすべて無償で活用いただけます。
（出品商品のバナー制作費、倉庫保管費、発送代行費、商品送料、プロモーション費など）但し、下記の場合は、利用対象者の費用負担が発生いたします。

<利用対象者が負担する費用について>

- ・事務局が指定する国内倉庫までの送料。
- ・送料に関して、25回目以降の送料は利用対象者負担となります。送料に関しては、商品サイズ等により異なります。
- ・発送代行費用に関して、51回目以降の発送は、¥600-（税別）/1回が発生いたします。

- (2)支援は、越境ECモール：Shopeeを活用したテストマーケティング支援です。

利用対象者は、Shopeeのアカウント申請および出品登録に必要な書類をご提出いただきます（会社登録証明書/銀行口座情報/代表者身分証明書/商品リス等）。

(3)支援の特性上、利用対象者には、支援パートナーと共有するGoogleアカウント作成をいただきます。

(4)Shopee指定の決済サービスアカウント：Payoneerアカウントの開設が必要になります。

6 利用要件

(1) 利用対象者

本事業に申請できる事業者は、下記全ての要件を満たすものとします。

- ・ 仙台市内に本社・本店を有する企業、または住民登録または事業所の所在地が仙台市内の個人事業主
- ・ 台湾もしくはタイへの海外展開に取り組む意欲のある企業
- ・ 海外展開に向けて、今後取り組む意欲があり、実施するための経営資源(資金・人員・環境・目的意識等)が整っているまたは整う見通しや整える意欲があること
- ・ 支援期間中及び支援期間終了後、仙台市が実施する調査に回答すること
- ・ 仙台市税を滞納していないこと
- ・ 反社会的勢力※1との関係を有していないこと
- ・ その他、仙台市が不適當と認めるものでないこと

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))

イ 暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者)

(2) 出品期間

令和 7 年 11 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日 (3か月)

7 海外展開支援の利用手続きについて

(1) 利用の流れ

指定の応募フォームより、必要事項の入力をいただき申込をお願いします。

必要に応じて、海外展開コンシェルジュよりオンラインにてヒアリングをさせていただく場合がございます。また、利用申込み後、応募フォームの内容およびコンシェルジュへのご相談内容等を審査したうえで、利用可否を決定します。なお、当落結果の理由等については公表いたしかねます。

(2) 提出書類について

本支援へご興味のある方は、以下「コンシェルジュ相談フォーム」に必要事項をご入力の上、お問合せください。

【コンシェルジュ相談フォーム】

<https://www.digima-japan.com/event-news/lp/sendai/consultation.html>

(3) 申込み受付期間

令和 7 年 9 月 1 日 (月) 17時まで

(4) 採択結果について

令和 7 年 9 月 12 日 (金) にメールにて連絡いたします。

8 注意事項

- (1) 本事業を通してご提供いただいた情報は、審査を含む本事業の実施に利用します。また、仙台市または事務局が、申請事業者の企業活動に有効であると判断する情報提供を行うことがありますのでご了承ください。なお、申請書類の返却はいたしません。
- (2) 支援パートナーによる支援内容については、企業個々の状況等踏まえて審査にて決定いたします。希望に沿えない場合があることを予めご了承ください。また、審査内容は開示いたしません。
- (3) 支援パートナーによる支援の利用決定後(以下、「利用決定後」という。)は、事務局、海外展開コンシェルジュ及び支援パートナーと連携しながら海外展開に取り組んでいただきます。事務局、海外展開コンシェルジュ及び支援パートナーからの問い合わせや連絡等には速やかに対応ください。
- (4) 利用決定後に、本事業による支援を辞退する場合は、必ず支援パートナーとの面談前に速やかに当財団へご連絡ください。原則、支援パートナーとの面談後の辞退はできませんのでご注意ください。
- (5) 事務局、海外展開コンシェルジュ及び支援パートナーの助言の方法、内容については、仙台市は一切関与しませんので、事前に事務局、海外展開コンシェルジュ及び支援パートナー等と十分相談のうえ、実施してください。また、本事業の適切な遂行を確保するため、海外展開コンシェルジュ及び支援パートナーとの面談には仙台市が同席できるものとし、当該支援を受ける事業者及び支援パートナー等はこれを拒むことはできません。
- (6) 事業終了後、本事業にかかる売上高等の事業成果等の仙台市が実施するアンケート調査等にご対応ください。
- (7) 本事業における支援事業については、事業成果(申請者名、事業名、事業概要等)は公表を原則としており、知的財産戦略等の支障がある場合を除き、仙台市のホームページ等で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、仙台市が実施するセミナー等で事例発表をお願いする場合がありますので、ご協力ください。
- (8) 支援パートナーによる支援の利用決定企業が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、支援を取り消す場合があります。
 - ア 本事業の活用において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
 - イ 法令若しくは本募集要項に記載した条件に違反したとき。
 - ウ 本事業を活用し、海外展開を行う意欲が全くないと事務局および仙台市が判断したとき。
 - エ 利用決定企業が、事務局や支援パートナーの助言または指導に反する行為を繰り返したとき、又はその疑いが生じたとき。
 - オ 利用決定企業の事情により、本事業による支援が進まず、支援の継続が不相当であると事務局および仙台市が判断したとき。
 - カ 前各項目のほか、特に事務局および仙台市が本事業の利用は不相当と認めたとき。
- (9) この要項に定めのない事項は、別途事務局および仙台市が定めます。

9 問い合わせ先

仙台市GLOBAL Business Challenge SENDAI+ 事務局（株式会社Resorz）
担当：市原（いちはら）、鶴田（つるた、） 蒔田（かりた）
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番8号 パーシモンビルB1
TEL：03-6823-2274（平日10:00～17:00） MAIL：sendai@resorz.co.jp